|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　年　　月　　日　荒川区保健所長　殿住　所　　　　死亡者（失そう者）との続柄氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号　　　　 （　　　　） ﾌｧｸｼﾐﾘ番号 　　　　（　　　　）診療所（歯科診療所又は助産所）開設者死亡（失そう）届　　　開設者が死亡した（失そう宣告を受けた）ので、医療法第９条第２項の規定により、下記のとおり届け出ます。 記

|  |  |
| --- | --- |
| １　名称 |  |
| ２　所在地 | 荒川区　　　　　　　　　　丁目　　　番　　　号電話番号　　　　（　　　　）ﾌｧｸｼﾐﾘ番号　　　（　　　　） |
| ３　開設許可（開設届出）　　年月日及び同番号 | 年　　　月　　　日第　　　　　号 |
| ４　開設者の氏名 |  |
| ５　死亡（失そう）の年月日 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| ６　診療録等の保存先 | 保存責任者氏名：　　　　　住所：　　　電話番号： |

添付書類　　１　死亡診断書又は戸（除）籍謄（抄）本、失そう宣告の写し　　２　届出義務者であることを証明する書類（注）　この届出は、戸籍法上の死亡の届出義務者又は失そうの届出義務者が行うこと。（注）　診療録は５年保存、特定生物由来製品を使用した場合は20年保存 |

別記第16号様式（第11条関係）

（日本産業規格Ａ列４番）